

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、福岡市への交通立地条件の良さなどを背景として、平成 17 年に 30,000 人に達したが、近年は緩やかな減少傾向にある。人口構成は年少人口（15 歳未満）14.9%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）59.4%、老年人口（65 歳以上）が 25.6% となっており、老年人口比率は、国平均 28.8%、県平均 27.9%を下回っているが、実数として増加しており、確実に高齢化が進んでいる。

令和 2 年の国勢調査によると、本町の就業構造は第一次産業 0.9%、第二次産業 16.8%、第三次産業 81.5%となっている。第三次産業就業者の比率が 8 割を超え、国平均 64.3%、県平均 78.8%を大きく上回っている。

本町は、政令指定都市である福岡市から東に約 12 kmのところに位置しながら、日本三大四国霊場の一つ、篠栗新四国霊場を有する自然豊かな町である。霊場参拝で年間 100 万人を超える観光客が訪れるものの、町全体として規模の小さい企業が多いため、経営基盤が弱く後継者不足も問題となっている。このような中、独自の取組として町内事業者に対して若手経営者団体への補助等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を模索するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援することは喫緊の課題である。

(2) 目標

計画期間中の先端設備導入計画の目標認定件数 3 件

本町の中小企業事業者の状況を把握している商工会と連携を図り、本法を必要とする中小企業事業者に対し本法利用にあたっての申請や手続きのサポートを行う。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

広域連携等も含めた地域の中核的な企業を中心とした取組に関する申請、その他のグループによる申請については、グループ全体としての指標または参加者個々の指標のいずれでも用いることができることとする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点か

ら、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画の目的は、地域雇用の創出や地域経済の発展であることから、太陽光等発電設備については、町内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもの（自らが消費した電力の余剰分を売電するものを含む）のみを対象とし、売電を目的に設置するものは対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

本町の産業は広域に立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、本町内全域とする。

（2）対象業種・事業

本町の産業は、偏りはあるものの、農林水産業、製造業、建設業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種・事業が本町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって、本計画において対象とする業種・事業は全業種・全事業とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（1）健全な地域経済の発展に配慮すること

公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては認定の対象としない。

（2）雇用の安定に配慮すること

人員削減を目的とした取組は認定の対象としない。

（3）労働者の雇用環境や労働環境に配慮すること

労働者に対し過度な負担を強いる取組は認定の対象としない。

(4) 町税に関すること

町税等を滞納している場合は認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。